

〔令和3年 11 月 26 日時点資料〕

子育て世帯臨時特別給付金

健康福祉部子育て応援課

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響を受けた子育て世帯を支援するため、令和3年度末年齢が18歳以下の児童を養育する子育て世帯に対し、臨時・特別に給付金を支給する。

なお、今回は先行して給付する現金支給に係る費用を計上し、別途子育て世帯へ配布するクーポンについては、国において支給の実施方策を検討中であるため、詳細が分かり次第、予算計上を含め対応することとする。

2. 子育て世帯臨時特別給付金

(1) 対象者（児童見込数 約18,000人）

今年度末年齢が18歳以下の児童を養育する方で、児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者

(2) 給付額

児童1人につき一律5万円

(3) 基準日

令和3年9月30日

※新生児については、令和4年3月31日生まれまで対象

(4) 支給方法

① 市児童手当受給者については、申請を要せず給付を行う。

② 高校生のみの世帯、公務員の世帯については、申請により給付を行う。

(5) 費用（財源：事業費・事務費ともに全額国庫負担（10/10））

896,400千円（事業費）

6,521千円（事務費）

(6) スケジュール（予定）

11月下旬 案内用封筒の発注

市児童手当受給者の確認

12月上旬 市児童手当受給者へ給付案内通知送付

市児童手当受給者以外世帯へ申請書類の送付

給付金支払い処理

12月下旬 給付金支給開始

市児童手当受給者

申請書受理者への支給 以降随時

3. 現金支給以外

現金支給以外であるクーポンによる支給については、国において別途、支給の実施方策を検討中のため、詳細が分かり次第、予算計上を含め対応を行う。